

■ 今月の主な内容 ■

- 令和2年度労働条件実態調査の結果
- 優秀技能者知事表彰の被表彰候補者募集
- 鹿兒島県労働相談窓口の案内
- 県労働委員会の労働相談会案内

令和2年度「労働条件実態調査」結果の概要(基本調査)

この調査は、常用労働者5人以上の県内1,000事業所を対象に、令和2年9月30日現在で実施しました。(有効回答率59.9%)

4月号では、基本調査(毎年調査する項目)、6月号では付帯調査の結果の概要を紹介します。

1 週所定労働時間(就業規則で定められた、休み時間を除く1週間当たりの労働時間)

- ◇ 40時間以下 91.9%

2 週休制度

- ◇ 週休2日制(完全、月3回、隔週、月2回等)を実施 81.1%

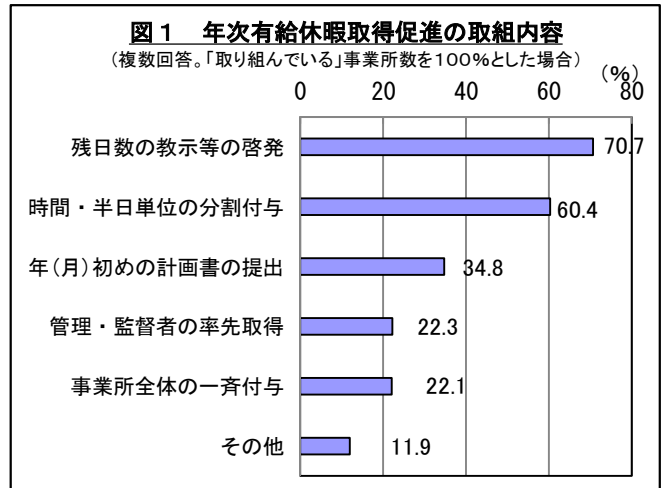
3 変形労働時間制

- ◇ 変形労働時間制を採用している 57.2%

4 年次有給休暇

- ◇ 1人当たり年平均付与日数 16.4日
- ◇ 1人当たり平均取得日数 9.3日
- ◇ 取得率(取得日数÷付与日数) 56.4%
- ◇ 年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる 88.6%

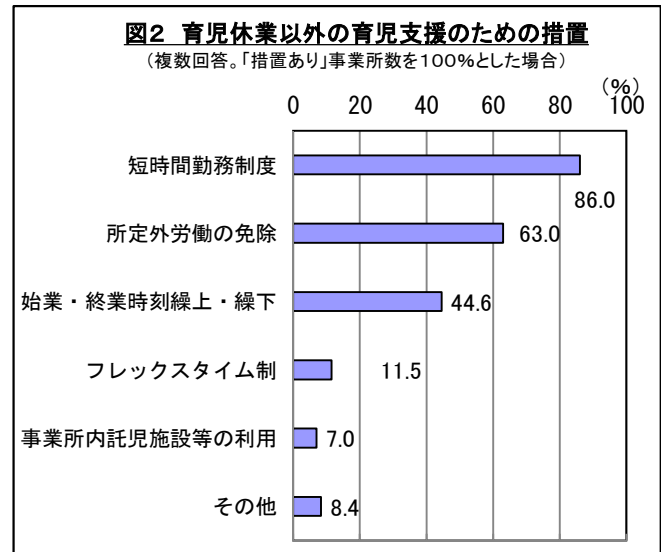
(図1「年次有給休暇の取得促進の取組内容」参照)



5 育児休業制度

- ◇ 育児休業取得者の代替要員を採用している 39.0%
- ◇ 育児休業以外の育児支援のための措置を実施している 84.5%

(図2「育児休業以外の育児支援のための措置」参照)



6 介護休業制度

- ◇ 介護休業以外で介護支援のための措置を実施している 77.1%

7 次世代育成支援対策

- ◇ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している 35.4%

8 ワーク・ライフ・バランス

- ◇ ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる 55.3%

9 テレワーク

- ◇ テレワークを導入している 16.2%

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎099-286-3017

【県HP】 県政情報>統計情報>分野別統計一覧>賃金・労働>労働条件実態調査

優秀技能者知事表彰 被表彰候補者の募集

県では、広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の社会的評価及び技能水準の向上を図ることを目的に、優秀技能者を表彰しています。

今年度の優秀技能者表彰の被表彰候補者について、各産業団体等からの推薦を令和3年6月4日(金)まで募集しています。

優秀技能者

表彰の対象者は、県内在住で、次の要件をすべて満たす方です。

- ① 技能の程度が極めて優れ、県下を通じて高く評価されていること
- ② 令和3年11月1日現在において、現役の技能労働者として従事している者
- ③ 後進技能者の指導育成に寄与し、技能に関する工夫・改善等によって生産性の向上に尽くした者

【問合せ先】県庁雇用労政課民間訓練係 ☎099-286-3021

鹿児島県の労働相談窓口

こんな相談に個別に応じます

残業代が
支払われない！



休みがない！



パワハラを
受けた！



就業規則を
作りたい！



解雇された！



など

県では、働く上でのさまざまな疑問やトラブルに関する労働相談をお受けしています。詳しくは、県ホームページ「労働相談」をご覧ください。

〈鹿児島県労働相談窓口〉

専用電話 ☎099-286-3188 (平日9時~17時)

メール r-soudan@pref.kagoshima.lg.jp

労働相談会、毎月開催中!

電話でも相談できます!

県労働委員会委員による 「労使間のトラブルに関する定期相談会」

職場のトラブルで悩んでいませんか?

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【大学教授・弁護士、労働組合役員、会社経営者】がお受けします。(秘密厳守、無料)
内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

とき

毎月第4火曜日(原則)

※11月は24日(水)、12月は21日(火)

午後2時30分～午後5時
(受付:午後4時30分まで)

ところ

県庁 15階 労働委員会

(鹿児島市鴨池新町10-1)

* 事前申込みは不要ですが、お待たせしないために、事前予約をお勧めします。

* 来庁できない方は、電話相談もできます。
(相談専用ダイヤル:099-286-3943)

相談事例



労働者、雇用主のどちらでも

お気軽に御相談ください。



スマホサイト



携帯サイト



ご存じですか?労働委員会 ~ 雇用のトラブル まず相談~

《 お問い合わせ先 》

鹿児島県労働委員会事務局
相談専用ダイヤル:099(286)3943

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面談による相談を中止又は相談会自体を中止する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

*お問い合わせは、平日の8時30分から17時15分まで(土・日・祝祭日・年末年始を除く。)